

薫集類抄くんじゅうるいししょうの研究

—平安時代の人物と薫物たきもの—

広島女学院大学大学院言語文化研究科
日本語文化専攻 特別研究生

田中 圭子

序

『薰集類抄』は、和漢の薰物の処方と調合法の数々を集成、検証し、その道の初学に供した書であると同時に、薰物が我が国の文化として平安王朝の宮廷社会に根付くまでの、先人の試行錯誤と努力、相承の実態を綴った、いわば平安王朝に行われた薰物の伝記として読まれるべきものでもある。

嗟峨、仁明朝に於いて、藤原冬嗣と滋野貞主を下支えとし、渡来の文化であつた薰物は、皇統を中心とする限られた範囲で行われていたが、国風化という変化、発展を経てゆくにつれ、高貴な御方々にゆかりの有力な説は、臣下である藤原摂関家に集約されるようになり、一条朝には皇統に伝わる説を質、量ともに凌駕するに至つた。

平安末期の儒者であり、優れた歌人、歌学者でもあつた藤原範兼が本書抄集の勅を賜つたのは、彼の学問の力や歌学書編纂の実績が考慮されての結果であろうが、当時の薰物文化の現状が、平安中期の藤原摂関家優位の状態の延長線上にあつた為とも考えられる。宮廷社会のあらゆる現象の頂点に在らせられるべき主上にとり、先人の薰物の正説を皇統に取り戻すことは、天皇家の面目に関わる事業であつたと云えよう。

本書の完成と献上により、この事業は達成され、主上を中心に頂く皇統は、再び宮廷社会の合香活動の頂点に立つはずであつた。しかし、編者範兼の出家と死、勅を下されたと思しき二条天皇の夭折が相次いだ為であろう、本書抄集の意義は果たされぬまま今日に至

っている。

本書は、主として国文学並びに本草学、医学研究の資料として顧みられてきたが、現存諸本が一同に比較検討されたことは無く、資料としては未整理な状態が続いていた。本研究では、本年一月より一般公開の開始された四天王寺国際仏教大学図書館恩頼堂文庫に収蔵される江戸期写本の閲覧により、提出期限当時の状態に追補という形をとって、刊本を含む現存全八本の本文を検討し、その校異と一応の系統分けも行うに至った。これにより、本書の文学、本草学並びに医学研究資料としての有用性を、幾分高めることができたと考ええるが、恩頼堂文庫本の検討は不十分な状態にあり、完成にはもうしばらく時間を要す序章を欠いた状態で、本研究論文を再提出するものである。

本研究をもって、『薰集類抄』を我が処女地と名付くまでには至らなかったが、荒野のささやかな道標としてお認め頂ければ幸いである。

今日に至る迄、筆者は多くの人々の御厚情と御支援を賜った。諸本の閲覧と複写を快くお許し下さった関西大学付属図書館、四天王寺国際仏教大学図書館、武田科学振興財団杏雨書屋、名古屋市立鶴舞中央図書館関係者各位、再三に渡る閲覧と書写をお許し下さった立命館大学図書館、神宮文庫関係者各位、また、国文学研究を目指すきっかけと指針を与えて下さった関西外国語大学吉田三陸、中山惠津子両先生、広島女学院大学御退官まで拙稿の方向性について御教示を賜った増田欣、米谷巖両先生、平成十四年度特別共同利用研

究員として受け入れて下さり、厳しくも暖かい御指導を頂戴した国文学研究資料館山崎誠先生、そして、広島女学院大学院大学から現在まで、未熟な筆者に忍耐強く教育的配慮に溢れた御教示を授けて下さっている藤河家利昭先生と本大学院教授陣に対し、心から感謝申し上げます。

平成十六年（二〇〇四）五月七日

筆

者

目次

序

第一章 資料研究篇

第一節 薰集類抄 解説

一 項 『薰集類抄』の内容と解説	1 頁
(1) 上下巻の内容と構成	2 頁
(2) 『薰集類抄』の同文と原点	10 頁
・ 『類聚雜要抄』	15 頁
・ 『原中最秘抄』	20 頁
・ 『河海抄』	24 頁
・ 本草書、香藥書	26 頁
(3) 宋の薰物指南書の構成との比較	30 頁
二 項 『薰集類抄』原本の編者と成立の背景	35 頁
三 項 『薰集類抄』諸伝本の概要	36 頁
(1) 一類本	同頁
(2) 二類本	同頁
(3) 三類本	42 頁

第二節	西園寺文庫所蔵『薰集類抄』翻刻と校異	48
第三節	恩頼堂文庫所蔵『薰集類抄』翻刻と裏書勘物の校異	108

附	薰物名人血縁相承関係図	193
附	薰集類抄引用文献 索引と概説	194
附	薰集類抄 人名家名索引	200
附	薰集類抄の同文一覽	208
	一 『香字抄』	222
	二 『香要抄』	228
	三 本草書	236
附	源氏物語古注釈書と類聚雜要抄所引の薰物資料と薰集類抄	250

第二章 人物研究篇

第一節 源公忠の家系と薰物（上） 滋野貞主から滋野直子へ

序（附）	直子、公忠略年賦	1
一項	公忠の出自と母方の家系	282
	(1) 公忠母滋野朝臣直子の職歴	15
	(2) 貞主と女子の官歴	17
	(3) 貞主と渡海	19
二項	仁明朝の薰物文化と貞主の合香	301
	(1) 薰物の国風化と貞主の処方	22
	(2) 八条宮本康親王の薰物と直子の薰物献上	31

(313) 頁
(304) 頁
(299) 頁
(297) 頁
(282) 頁

第一章

資料研究篇

第一章 第一節

薰集類抄 解説

平安末期、刑部卿藤原範兼により編纂された『薰集類抄』は、平安初期から中期にかけて我が国貴族社会に伝えられ、或いは考案、使用された様々な薫物（種々の香薬を調合して成る丸薬状の香。粉末に近い状態で用いられる薫物も有る）の種類、処方と調合法だけでなく、そうした調合に必要な香薬の特徴から選別、製造、使用法、ならびにそれぞれの説の考案者や伝承の経緯に到るまでの記事のうち、主要なものを編年体で抄集した、我が国に現存する最古の薫物指南書である。

本書記載の薫物は、自然の草花の香りを模した「梅花」「荷葉」「菊花」等をはじめとし、渡来の薫物数種を含めた二十一種を数え、それら各々の調合法を所有、伝承したとされる人物は、天皇、皇后から貴族、女房、唐代の僧侶まで総勢四十名超、裏書勘物に見える人名を除く倭人については、嵯峨天皇寵臣の藤原冬嗣にはじまり、堀川天皇御代に薨じた源経信にまで到る（薰集類抄人名索引参照）。

「寂蓮自筆本」なる伝本が存在したことを受け、寂蓮法師編纂の書とする解題や目録も一部見られるが、一般的には、上下巻奥書に「刑部卿範兼卿奉 勅抄集之也」とあることから、藤原範兼が編者と考えられている。しかし、原本が禁中に献呈、収蔵されたことは禁中蔵書目録中に明かでなく、原本の現存如何も不明である。現存諸本はいずれも和装袋綴じの状態で、最古本は元弘年間（一一三三—一一三三）以降に写されたと見られる武田科学振興財団杏雨書屋蔵の上巻抄出本である。

平安中期までの香道の実態を伝える本書ではあるが、江戸期以降の諸本の収蔵、書写目的は、医道、国学の二方面に於ける研究資料として使用することであったと考えられる。本書下巻には、薫物調合

に用いる香菓二十五種についての概説が引用されるが、これらはおおむね本書に先行して成立したと考えられる『香字抄』や、『香字抄』を増補して成る『香要抄』に見られる本草書や類書からの引用に重複するものである。一方、本書に残る薫物の説の中には、『河海抄』等『源氏物語』古注釈書の薫物に関する注釈記事と重複、類似するものが少なくなく、『源氏物語』の薫物を理解する上で有用な資料としても注目されてきた。

本書は、香道の故実研究だけでなく、『源氏物語』をはじめとした平安文学研究に資するところも少なくないが、伝本や本文に関する大系的な研究が成されたことは一度も無かった。本研究では、新出資料であり、後述のように、四天王寺国際仏教大学旧恩頼堂本を除く現存諸本中、二番目に古い写本と考えられる西園寺文庫本の翻刻を試みるとともに、現在までに調査してきた他の六本の写本との校合から確認された異文を脚注として示す。また、本書成立直後に写されたと考えられる二本の一つで、伏見宮家所蔵と云われた伝寂蓮法師自筆本の孫本に当たる、名古屋市立鶴舞中央図書館河村文庫蔵本の翻刻も資料として収め、前者の系統が欠く裏書勘物を補う。以下の解説では、まず『薫集類抄』の内容と構成に見られる特徴の概要を、他の文献中の同文との比較を通じて指摘するとともに、範兼による原本から江戸期の写本に至るまでの諸本について、収蔵先の明らかなものを中心に概説する。

一 『薫集類抄』の内容と構成

一 (1) 上下巻の内容と構成

『薫集類抄』上巻は、梅の花の香を模した薫物「梅花」をはじめとした日本の薫物九種に続け、渡来の薫物十二種の処方計百六点を、左記の目次にある順序で採録している。

薫物の名称 (106)		考案 / 所有 / 継承した人物 / 団体 <small>倭国 帰化人を含む</small> (処方数) ※は他者との共有分 異国 (処方数)	
梅花 (29) ※は含まず。	侍従 (23)	藤原冬嗣 (1) 賀陽親王 (1) 滋野貞主 (2) 仁明天皇 (2) 本康親王 (2) ※+ (2) 惟喬親王 (2) 貞保親王 (1) 滋野直子 (2) ※ 源公忠 (1) 大和常生 (2) 藤原保忠 (1) 朱雀天皇 (1) 藤原詮子 (1) ※ 藤原致忠 (1) 藤原保昌 (1) 敦明親王 (1) 丹波忠明 (1) ※ 丹波雅忠 (1) ※	源公忠 (2) 山田尼 (1) 或説 (1)、不知誰人 (1)
荷葉 (5)	藤原冬嗣 (1) 賀陽親王 (1) 滋野貞主 (2) 丹波忠明 (1) ※ 丹波雅忠 (1) ※ 山田尼 (2)、 藤原教通 (1) 藤原頼宗 (1) 藤原師成 (2) 或説 (1)、不知誰人 (2)	梅花 (29) ※は含まず。	藤原冬嗣 (1) 賀陽親王 (1) 滋野貞主 (3) 源定 (2) 本康親王 (1) 惟喬親王 (1) 貞保親王 (1) 滋野直子 (2) ※ 源公忠 (2) 大和常生 (1) 藤原保忠 (2) 藤原詮子 (2) 藤原城子 (3) 藤原公任 (3) ※ 藤原師成 (2) 敦明親王 (1) 源公忠 (2) 藤原詮子 (2) 山田尼 (2)、 藤原師成 (2)

<p>菊花(1)</p>	<p>落葉(1)</p>	<p>黒方(24)</p>		<p>坎方 或注黒方(1)</p>	<p>薰衣香(5)</p>
<p>山田尼(1) 藤原師成(1) 藤原教通(1) 藤原頼宗(1)</p>	<p>藤原仲平(1)※ 藤原実頼(1)※ 不知誰人(1)</p>	<p>藤原冬嗣(1) 藤原元名(1)※ 滋野直子(1)※ 藤原公任(3)※ 源定(1) 本康親王(1)⁺(2) 八条大将(1) 藤原国幹(2) 観教(1) 山田尼(1)</p>	<p>藤原長良(1)※ 賀陽親王(1) 藤原城子(3)※ 女房陸奥(3)※ 惟喬親王(1)※ 源公忠(1) 朱雀天皇(1) 藤原致忠(1) 藤原知章(1) 藤原教通(1)</p>	<p>仁明天皇(1) 源公忠(1) 長秀(4)※ 藤原頼宗(1)</p>	<p>洛陽薰衣香 會昌薰衣香 淳和天皇(1) 平隨時(1) 源公忠(1)※</p>
<p>不知誰人(1)</p>	<p>不知誰人(1)</p>	<p>不知誰人(1)</p>			

- 1、※の付いた数 処方そのものが記載されない人物についても、相承、献上等の理由によりある人物と処方を共有することが注に明らかの場合、相承ないし献上した相手と同じ処方の数を（ ）内に示した。また、考案した処方の数だけが記される場合も（ ）にその数を示したが、これらの数は総計の対象としなかった。
- 2、藤原知章の黒方 本処方注に藤原冬嗣の伝であることが明らかだが、他の場合と異なり処方そのものが引用され、冬嗣の処方に見られない工夫が注に記されることから、独自性の強い処方と考え、総計の対象とした。

右の薫物二十一種中、冒頭の六種「梅花」「荷葉」「侍従」「菊花」「落葉」「黒方」は、春夏秋冬それぞれの季節に見合うものであることを示す注が付されている。続く「坎方」は「黒方」と注される薫物であり、ここまでは四季の流れに沿って薫物が配列されているが、「薫衣香」以降は季節感との関連性を持つ薫物か否かについての言及は無く、日本人の調合法、或いは日本国内で調合されたことを示す記述は次第に減少する。代わって「邪(劔)王家」なる前漢代の古代国家「邪国」との関わりを想像させる家に所有された「裏衣香」や、「落梅公主」「丹陽公主」といった、唐土の皇女を思わせる語を名称にいただく薫物、或いは長安にもあった「化度寺」なる仏教寺院らしき寺の名を持つ「化度寺百和香」「増損化度寺」などが見られるようになる。巻末には、渡来の品、仏教に係する品としての印象の強い薫物が集中する。

以上の薫物は、目次に「諸方 伝方之人依時代立次第(3丁才)とあるように、種類毎にそれぞれを考案ないし継承した人物(①)の時代順に処方が並べられている。倭人の処方が中心の「梅花」から「百歩香」「百和香」までの薫物については、嵯峨天皇治世を上限とし、堀河天皇治世を下限とする貴族社会で活躍した所有者の略歴(②)、薫物の処方(③)について記すほか、調合法の相承、

献上に関する注(④)を附す場合もある。

八条大將^① 藤原保忠 大納言正三位右近衛大將兼陸奥出羽按察使

左大臣時平一男母本康親王女從四位上廉子女王

沈四兩二分^③ 麝香二分四朱 甲香三兩

丁子三兩 薰陸一兩 白檀三分 大定

沈四兩三分 甲香三兩 丁子三兩

薰陸一兩 白檀三兩 麝香二分四朱

^④右皆半分造合足一臍法也而此數半臍合

之中入青木香此化合物不入之

(「梅花」 7丁ウ、 8丁才)

沈九兩^③ 丁子二兩 蘇合一兩 代甘松

薰陸一兩 白檀一兩 茅香二兩

麝香二分 兩錢重 代黃麝金

^④右香細搗着蜜和供入鐵臼搗五百杵如彈

丸供養如来

^①^②天寶七載六月師主景尊干時在茅山太平

觀記之十二載八月寫取日本國使永生府

兵曹參羊崔叡祐

(「供養香」 39丁才、ウ)

下巻前半は、薫物調合の秘事を調合の手順に添って抄集し、後半ではそうした調合に必要な香薬の特徴、精製方等についての諸説を引き、香薬の概要を示している。

項目	考案／所有／継承した人物／団体 並びに薫物、香薬の名称				
和合時節	賀陽親王	山田尼、			
煎甘葛	姚家	長寧公主	邠王家	賀陽親王	源公忠
	本康親王	藤原保忠	平隨時	藤原国禰	山田尼
	或説				
文武火	源経信	藤原師成	丹波雅忠		
炮甲香	姚家	長秀	賀陽親王	本康親王	滋野直子
	源公忠	平隨時	藤原国禰	藤原詮子	「四条大納言」
	山田尼				
春香	邠王家	姚家	源公忠	大和常生	藤原国禰
	「四条大納言」	藤原知章	山田尼、		
篩絹	藤原頼通				
	源公忠	藤原国禰	「四条大納言」	藤原知章	山田尼
篩後斤定	「四条大納言」	藤原知章			
合篩	源公忠	藤原国禰			
和合次第	賀陽親王	滋野貞主	貞保親王	源公忠	藤原保忠

諸香	沈	丁子	白檀	薰陸	麝香
	占唐	鬱金	蘇合香	甘松	雞舌
	藿香	安息	楓香脂	艾納	甲香
	龍腦	青木香	白芷香	零陵香	桂心香
	木蘭香	荳蔻香	香附子	茅香	白朮香
埋日数 <small>付埋所</small>	長寧公主 同御時 藤原知章	姚家 賀陽親王 山田尼	極要方 本康親王	洛陽薰衣香方 源公忠	承和百步香方 藤原致忠
合春	姚家 藤原知章	源公忠 山田尼	平隨時	藤原国幹	藤原致忠
合和	藤原国幹	觀教	山田尼	或説	
	朱雀天皇	藤原詮子	「四条大納言」	藤原成子	

下巻の構成について注目すべきは、編纂態度と人物に対する認識が上巻のそれらと些か相違する点である。第一に、上巻では倭人による我が国独自の処方を中心とする種類の薫物から始まり、渡来品と
 思しき薫物が続いた後、道教や仏教に関わりのある薫物が巻末を占めるといふ配置が為されていたが、
 下巻では、調合法から巻末の香薬の項に至るまで、唐人と思しき人物や家系にゆかりの説、或いは漢
 文で記された説に続けて倭人の説や仮名書きによる説が置かれている。我が国で考案された薫物調合
 の説が渡来の説を源とすることは言うまでも無く、その意味では編年体という基準に反するものでは
 ないが、倭人の説を先頭に出し、我が国に於ける薫物文化の歴史を集大成した薫物指南書であること

が強調されていた上巻とは異なり、下巻では薫物が渡来の文化であることを意識した編纂が為されていると言えよう。

第二の相違は、上巻が「四条大納言」を一貫して源定と解し、滋野貞主と本康親王の間に配し、同じ号で呼ばれた後代の藤原公任を「公任卿」と記して区別していたことに対し、下巻の「四条大納言」は東三条院藤原詮子の後、藤原成子、山田尼の前という、花山、一条朝を中心に活躍した藤原公任さながらの位置に配されたことである。本書を現在伝わる形に編纂した人物が複数あった可能性も想像される。この点については原本の成立過程を論じる中で併せて考察する。

一・(2) 『薰集類抄』の同文と原点

・『類聚雜用抄』

『類聚雜用抄』巻四所引の薫物の処方、香薬の特徴並びに調合の秘事に関する記事には、『薰集類抄』の原拠を想定する上で興味深い同文が見られる。

『類聚雜用抄』が掲げる処方の第一は「薰衣香」のそれである。次に四種の容量毎に「黒方」の処方、「或説」に云う「黒方」の合香手順と、香薬の加減を記した注が続く。改行の後「或説」の文頭と同じ位置に「皇后宮御方但八条式部卿宮方同之」と記され、以下の四種の薫物の処方が続く。「黒方」の異称「烏方」、同じく「黒方」の異称で仁明天皇ゆかりの秘方とされる「坎方」、藤原保忠に伝来した曾祖父仁明天皇、祖父本康親王ゆかりという「侍従」、並びに延喜六年滋野直子が献上したか、或いは源公忠女宜子なる人物がいずこかに献じたという「侍従」の異称「拾遺」の処方である。

薰衣香方

甲香一兩 丁子香一兩 蘇合香一兩 白膠香一兩 甘松香一兩
沈香一兩 白檀香半兩 麝香半兩 薰陸香半兩
右九種 並須好者 各自別 用鹿羅篩 以和使乾
香均即成

黒方一劑

実名薰衣香云々 沈四兩 丁子二兩 甲香一兩二分
薰陸一分 白檀一分 麝香二分 已上大目八兩二分

(半臍、三半臍、小半劑処方 略)

或説先和沈丁子次合甲香次白檀最後和麝香薰陸一度合之云々 尚自小可及多為令決和合也

皇后宮御方 但八条式部卿官方同之

烏方

沈大四兩 丁子大二兩 白檀大一分 甲大一分 或本全加二分吉説也
麝香大二分 薰陸大一分 已上大目八兩 小廿四兩

坎方

沈大四兩 丁子大二兩 麝香大二分 甲大一兩二分 白檀大一兩
薰陸大一分 已上大目九兩一分 小廿七兩三分 此方同承和秘方

(坎方の半臍、別処方、四半之半 略)

侍従

沈大四兩一分 或二分 丁子大二兩二分 甲香大二兩 甘松小一兩
熟鬱金小一兩

右二方は八条大将家方也 彼大将

大納言保忠是也父時平
大臣母本康親王女也

故八条式部卿親王之孫也然則伝来方可

同承和方而有相誤甚可疑之

拾遺

沈大四兩 丁子大二兩 甲大一兩 甘松小一兩 熟鬱小一兩 占唐小一分

今尋一説入麝香一説用黄鬱金或本占唐十之又云若无鬱金者其代ニ麝香小二分ヲ加ヨ或又占唐小三分ヲ加之或口伝云蜜和研合搗三千杵炮甲香以和蜜塗之合黒黄不得過黒此兩種方不伝男兒是承

和仰事也

或六月三日

延喜六年二月二日 故典侍典侍滋野□子朝臣所獻方也

或宜子是公忠
朝臣女也

(216頁)

川本重雄、小泉和子両氏による『類聚雜用抄指図卷』所収のテキストは、冒頭の二種、「薰衣香」と「黒方」の処方等に続けて記された「皇后宮御方但八条式部卿宮方同之」を、この二種の薫物に続けて云われた注の一部として理解した構成を行っている。このうち「黒方」の処方は『薰集類抄』に同じものが本康親王のそれとして載っているが、「薰衣香」は『薰集類抄』の本康親王のものと一致しない。本康親王と同じ「黒方」の処方だけが「皇后宮」ゆかりのものとして載っている、ということであるろうか。

本康親王ゆかりの処方はこれに限られない。「皇后宮御方但八条式部卿宮方同之」に続く「拾遺」までの四種の薫物のうち、他書に同じ処方のもが見えない「烏方」を除き、注の内容を『薰集類抄』所引の同じ処方の薫物に照らすことにより、いずれも八条宮本康親王とその家系に関わる薫物であることが分かる。

類聚雜用抄		薰集類抄 (西園寺文庫本)	
烏方	沈大四両 丁子大二両 白檀大一分 甲大一分 麝香大二分 薰陸大一分 已上大目八両 小廿四両	(同じ処方の黒方(烏方の異称)無し)	
	<small>或本全加二分吉説也</small>		
坎方	沈大四両 丁子大二両 麝香大二分 甲大一両二分 白檀大一分 薰陸大一分 已上大目九両一分 小廿七両三分	坎方	<small>或注黒方</small>
	<small>此方同承和秘方</small>	承和秘方	

(坎方の別劑四種 略)

侍從 沈大四兩一分 或二分 丁子大二兩二分 甲香大二兩 甘松小一兩 熟鬱金小一兩

右二方は八条大将家方也 彼大将 大納言保忠是也父時平 故八

条式部卿親王之孫也然則伝来方

同承和方而有相誤甚可疑之 大臣母本康親王女也

拾遺 沈大四兩 丁子大二兩 甲大一兩 甘松小一兩 熟鬱金小一兩 占唐小一分

今尋一説入麝香一説用黄鬱金或本占唐十之又云若无鬱金者

其代 麝香小二分 ヲ加 ヲ 或又占唐小三分 ヲ加之或口

伝云蜜和研合搗三千杵炮甲香以和蜜塗之合黒黄不得過黒此

兩種方不伝男児是承和仰事也

延喜六年二月二日 故典侍典侍滋野口子朝臣所献方也 或宣子是公 忠朝臣女也

沈四兩 丁子二兩 麝香二分

甲香一兩二分 白檀一分 薰陸一分 已上大

(上卷 28ウ)

八條大将 宇治關白用此方

沈四兩一分 或二分 丁子二兩二分

甲香二兩 已上大 甘松一兩 熟鬱金一兩 已上小

大将者八条式部卿親王之孫也然則傳來方可同 承和方而有相誤甚可疑之 (上卷 18才)

八條宮

沈四兩 丁子二兩 甲香一兩 甘松一分二朱

沈四兩 丁子二兩 甲香一兩 已上大

甘松一兩 熟鬱金一兩 已上小

一説入麝香一説黄鬱金 或加占唐小一分合六種而

此本無之和蜜合搗三千許杵此二方者不傳男是承和

仰事也延喜六年二月三日典侍滋野直子朝臣所献也

(上卷 15才、ウ)

「坎方」は別名「承和秘方」と云い、本康親王の父帝仁明天皇ゆかりの薫物と考えられている(人

物研究篇参照)。『薰集類抄』によれば、『類聚雜用抄』にも載る「承和仰事」の注を持つ「拾遺」は、同じく本康親王に伝承され、それと同じものを親王の没後に薰物の方面に長じたと考えられる滋野直子がいずこかに献上している。「坎方」もまた、仁明天皇から本康親王に受け継がれた可能性が高い。親王の孫八条大将藤原保忠の「侍従」は、仁明天皇に発し親王に受け継がれたこの「拾遺」と源を同じくするものと伝えられる。つまり、他書に所収が無く検証のできない「薰衣香」と「烏方」を除き、「皇后宮」前後の処方はいずれも本康親王を介して後世に伝えられた可能性を持つのである。

『類聚雜用抄』の同文は、「皇后宮」と源公忠子女「宜子」なる二名も本康親王等にゆかりの処方の相承に関わったことを知らせているが、『薰集類抄』はこの点について伝えていない。前出『類聚雜用抄指図巻』巻末の補注は「皇后宮」を仁明天皇皇后にして文徳天皇御生母、藤原冬嗣女順子と考えるが、順子が薰物に長じた冬嗣の子女であったとしても、本康親王の実母でない順子がこの親王と「黒方」の処方を共有したとする見方は、処方の相承が一般に血縁、主従関係を通じて行われた（本研究論文第一章「薰物名人血縁相承関係図」、第二章人物研究篇参照）ことに矛盾すると言わざるを得ない。

『薰集類抄』には「皇后宮」と呼ばれた女性として三条天后藤原城子が見えるが、同書中に城子が本康親王の処方を知っていたことは明記されない。『原中最秘抄』は、藤原師輔女で村上天皇皇后の安子を「故皇后宮」として薰物名人の一人に加えている。「宜子」が真に公忠女であったとすると、彼女が活躍したのは朱雀、村上、円融朝を中心とする時代であろう。皇后宮藤原安子ともほぼ同世代の人と考えられる。

「皇后宮」を安子に比定すれば、『類聚雜用抄』が依拠した薰物資料について、村上朝を中心に生

きた安子と宜子の業績に詳しい人物を経て後世に伝わったという見方も可能となる。安子の祖父と宜子の父とされる公忠は、政務一般から文化的活動に於いて浅からぬ影響関係にあり、公忠は忠平の為に合香の方面での力添えをしたことが想像される。こうした前代からの縁故により、安子と宜子が物理的にも近いところで合香を行っていた可能性が考慮されるべきではなからうか（この点については人物研究篇「源公忠と家系の薫物（下）」で考察）。

『類聚雑用抄』所引の薫物の伝は、『薫集類抄』各処方の出典を推定する上で欠かせないものであると同時に、『薫集類抄』からは知られない方面への薫物相承の可能性を示唆する資料でもある。

・『原中最秘抄』

『源氏物語』梅枝巻を中心に登場する様々な薫物やそれに関わった史上の人物、仁明天皇、本康親王、朱雀天皇並びに源公忠について注釈を行うにあたり、『原中最秘抄』に至る諸氏の注釈がどのような資料を原拠としたかを明確に示唆する注の一つに、平安期の薫物の名人のうち、主要な人物の名を列挙した「薫物合高名人数」なる項目がある。

薫物合高名人数

仁明帝 承和御門
是也 朱雀院 白河院 八条式部卿宮 同孫子左大将保忠 四条大納言公任

右大辨宰相公忠 内蔵頭兼房朝臣 大江千里 故皇后宮 九条右大臣
女 典侍滋野直子朝臣

蔵人所小舎人大和常生 寛教大僧都 (源氏物語大成所収『原中最秘抄』絵合巻 562 563 頁)

右の注は、絵合巻で当代の冷泉天皇后宮への入内を目前にした前斎宮のもとに、前斎宮入内の願

が叶わなかった朱雀院から、「くさぐさの薫物ども薫衣香」が届けられ、百歩の先にも遠く過ぎ匂うほどの芳香がしたというくだりに付された注の一部である。醍醐朝を中心に薫物の方面で活躍した源公忠が天慶六年二月二十一日に調合の上献じたという「薫衣香」の処方を書いた行阿による注釈を引いており、この公忠が『源氏物語』前後に名前の知られた薫物調合の名手の一人であったことを示す意味で「薫物合高名人数」なる項が立てられている。

ここにあげる薫物の名人は十三名、このうち『薫集類抄』に薫物の考案や相承に関わったことが明らかでない人物は、白河院、藤原兼房、大江千里ならびに「故皇后宮九条右大臣女」なる藤原安子の四名である。これらの人物と薫物の関わりを示した原拠の実態は明かでないが、薫物資料そのものというよりは、大凡『源氏物語』研究の成果に拠ったものと思われる。四名以外の名手のうち、幾人かにゆかりの処方が梅枝卷の注として引かれる。直接の典拠は「行阿云」「閑院公世卿云」とされ、『源氏物語』研究の業績に拠るものであったことが分かる。

一孫王の御いましめのふたつの方をいかてかおんみにはつたへ給けむ

承和の帝の御孫敷可_レ勘_レ之 二の方とは梅花黒方閑院公世卿記云此兩方云々行阿云八条式部卿宮の
兩種の方に小一条院に伝申さるゝ梅花黒方合する日記

梅花方

沈 八兩二分 丁子 三兩三分 甲香 三兩三分 白檀 三兩二分 薫陸 一分 麝香 二分 川當皈 一分
二兩二分共 三朱共 六朱共 四朱共

黒方

沈 四兩 丁子 二兩 白檀 一分 薫陸 一分 甲香 二兩二分 麝香 二分

八条式部卿親王 本康 仁明第七皇子母名虎女此李部王非_レ王猶可_レ考_レ之

又云梅花 八条大将家之方
承和方二同

沈 四兩一分 丁子 一兩一分 白檀 一朱半 甲香 一兩三分 麝香 一分 甘松 三朱

黒方 子細梅花に同之

沈 四兩二分 丁子 二兩二分 白檀 二分 薫陸 三兩 甲香 二分 麝香 二分

右兩種の方は八条式部卿親王の孫左大将保忠卿被_レ相伝_二之方也然者彼幕下は竹園之孫也云々
(中略) 抑_二の方事公世卿説(下略) (前出『原中最秘抄』梅枝卷 570 571頁)

右によると、伏見天皇朝に正二位中納言まで昇り、閑院を号した藤原公世は、梅枝卷の「孫王の御
いましめのふたつの方」について、それらが具体的には「梅花」と「黒方」の処方であると見解
を残していたらしい。公世は我が国薫物文化の祖の一人に位置する閑院大臣藤原冬嗣直系の子孫であ
る。冬嗣がこの方面で業績を残したと思しき仁明朝前後の薫物に詳しかったのであろう。

この公世の説に続き、先行研究で行阿が指摘した本康親王と小一条院にゆかりの「梅花」「黒方」
の説も引かれる。本康親王の「梅花」「黒方」が小一条院敦明親王に伝わり、院はその兩種の薫物を
調査したことを日記として残したというのである。院がどのようにしていにしへの親王の方を知った
のかは明かでなく、『薫集類抄』にもそうした事実が伝わらない。しかし、『薫集類抄』には院が親王
の祖父滋野貞主の処方をも母である小一条皇后藤原成子とともに伝えていたことが記されている。院が
親王の方を伝えたというのも、貞主の処方の獲得に平行して行われたと見るべきであろうか。

この点についての考察は、『原中最秘抄』諸本の本文を検討してからの課題としたいが、いずれに

しても、『原中最秘抄』成立以前には、仁明天皇、本康親王の処方伝える薫物資料が存在したようだが、こうした資料に見る処方と同じものを『薫集類抄』に見出すことはできない。のみならず、公世説の中に引かれた「梅花」「黒方」の処方も、『薫集類抄』所掲の本康親王、藤原保忠の処方とは香薬の分量が一致しない。

また、『薫集類抄』では処方そのものが載らず、代わりに他の人と同じ処方を持つことが注に記された藤原公任について、『薫集類抄』が「公任卿」と呼び、同じく「四条大納言」の号で知られた源定と区別していたことに対し、「薫物合高名人数」では「四条大納言公任」と記されている。『原中最秘抄』に先行して成る行阿の注釈書には、「四条大納言公任」ゆかりの「百歩香」の処方が収められていたようである。

行阿云百歩方

四条大納言
公任卿秘香也

沈 占唐 各
一斤

蘇香 白檀

零陵 各
八両

乳頭 五
両

麝香

甘松 各
四両

白膠

鬱金 各
三両

右上種をこまかに舂て篩て以_レ蜜合丸してしらちの杯を蓋覆にして三七日水辺の土中にほり埋て後とり出し可_レ焼_レ之_{云々}
〔原中最秘抄〕〔源氏物語大成〕 絵合巻 562 563 頁

「百歩香」は、『薫集類抄』では四条大納言源定の「承和百歩香」が唯一の処方であり、内外を問わず珍しい種類の薫物であったと考えられる。行阿が引いた藤原公任の「百歩香」の調合法は、『薫集類抄』の源定のそれと酷似するが、処方が大幅に一致しない。

承和百歩香 此方出自四条大納言家大江千古所上耳

甲香八両 蘇合一斤 占唐一斤

白檀八両 零陵八両 藿香四両

甘松花四両 乳頭香五両 白膠二両二分

麝香四両 鬱金二両二分 已上小

甲香一分 蘇合二分 占唐二分

白檀二分 零陵一分 藿香三朱

甘松三朱 乳頭四朱半 白膠二朱

麝香三朱 鬱金二朱半 已上為試四分之
一所分出也

右十一種搗篩蜜和之於瓷器中盛埋經

三七日取燒百歩之外聞香

「 32 丁ウ

「 33 丁オ

『薰集類抄』は、なぜ公任の「百歩香」を引用しなかつたのであろう。勅命を受けて『薰集類抄』を抄集した編者、藤原範兼が、藤原撰関家の先人である公任の「百歩香」の処方を見つけることができなかつたとは考え難い。範兼は、処方と注の異なる「四条大納言」の「百歩香」を、所有者名と調合法が類似することから「承和百歩香」の異伝の一つと見なし、異同等を示す程重視せず、一方で行阿に至る範兼よりも後の人は、薰物の名手「四条大納言」を公任と解し、彼独自の処方として理解するようになったのではないだろうか。

『原中最秘抄』の扱った薰物資料は、いずれの場合も『源氏物語』研究の業績を孫引きしたものであつて、原典に直接扱つたものではなかつた。どの処方も薰物資料を勅命により抄集、編纂して成ることから、資料としての正確さがより高いものと思われる『薰集類抄』所掲の各人の処方に対する異伝として理解すべきであろう。しかし、『薰集類抄』に見えない薰物相伝の経緯や名人の名を伝えているという点で、平安後期までに行われた薰物文化の実態の把握を目指す上で必須の資料である。

・『河海抄』

『河海抄』全体の特徴でもあるが、薰物についての注釈は、先行する古注釈書の業績を受け継ぎながらもそれを検証し、超えようという意図の下に行われた印象がある。以下にまず主要な薰物についての注釈を抜き出し、それを『薰集類抄』所掲の薰物の説に照らしながら、『河海抄』の薰物の記事の特徴を見てゆく。

<p>河海抄 (天理大学図書館善本叢書本)</p>	<p>薰集類抄 (西園寺文庫本)</p>
<p>① 裏衣香方 零陵香七分 沈香二分 丁子二両 蘇香二両 麝唐</p>	<p>裏衣香 或注薰衣香</p>
<p>二</p>	<p>邠王家</p>
<p>両 藿香三両 鬱金一両 麝香半分</p>	<p>零陵七両 沈二両 丁子二両 蘇合二両 占唐二両</p>
<p>右六種各別擣為散和合唯蘇合麝唐以手援碎和且好一説衣</p>	<p>藿香三両 鬱金一両 麝香二両</p>
<p>比香 麝香異名也見延喜式云々或衣被</p>	<p>右八種各別擣為散和合但蘇合占唐以手按碎和之(32ウ)</p>

② 浥衣香 千金翼方 次香首落香 各五兩 丁香 甘松香 藿香

青木香 艾納香 葉名歟可尋葉ニハ非ス

長朝臣說

雞舌香 雀腦香各一兩 射香半兩 白檀香三兩 零陵香十兩

③ 又古老ノ尼君ノ秘事トテ申ハ衣被香ハ麝香半分 沈香三分

白檀 三分一何モ最上品ヲ取合テ少シナマセンシナル甘葛ニ

テ合云々此分ニ檳榔子ヲ少シ粉ヲ入云々冷キ匂ノ増也云々

最少分可加云々 譬ハ當時ニ草ト云薰ノ同類也 (541頁)

④ 合香秘方曰烏方

沈大四兩 丁子二兩 白檀大一分 丁香大一兩 或大二分 加之云々

麝香大一分 薰陸大一分

⑤ 拾遺方

沈大四兩 丁子大二兩 甲香大一兩 甘松一兩 熟鬱金小一兩

一説入麝香 一説用黃鬱金 占唐一分

蜜和研合搗三千坏炮甲香以和蜜塗之令黑黃不得過黑此兩

種方不傳男耳是承和仰事也延喜六年二月三日故典侍滋野

直子朝臣献方也

八條宮

沈四兩 丁子二兩 甲香一兩 甘松一分二朱

沈四兩 丁子二兩 甲香一兩 已上大 甘松一兩

熟鬱金二兩 已上小

一説入麝香一説黃鬱金 或加占唐小一分合六種而

此本無之和蜜合搗三千許杵此二方者不傳男是承和

合香は四季にかたとる方ある也

⑥ 春は梅花方 紫上春の御方のすくれたるとみたり仍この比の風
にたくへんさらにこれまさるにほひあらしとあり

⑦ 夏は荷葉方 花散里上夏御方 合之

⑧ 秋は菊花方 ⑨ 又侍従

⑩ 冬は落葉方 ⑪ 又黒方

寛教大僧都記曰春之丁子夏秋之沈冬之薰陸隨季三朱許可

加敷 合香古方

⑬ 千金翼方曰薰衣香

薰陸香八両 薑香 覽探各三両 甲香二両 蔞唐五両

青桂皮五両 料理畧之

⑭ 薰衣香 一名黒方

仰事也延喜六年二月三日典侍滋野直子朝臣所獻也

(15ウ)

梅花 擬梅花之香也春尤可用之 (4才)

荷葉 擬荷香也 夏月殊施芬芳 (12才)

侍従 亦名拾遺 補闕

秋風蕭颯として心にくきおりによそへたるへし

(14才)

菊花 菊香にたるにほひにやあらん (20才)

落葉 秋のゆふくれしくれするほともみち
のりなとするとき心すこきにやあらん (21才)

黒方 或鳥 又薰衣香此説誤敷
冬凍氷時深有其句不被封寒 (21ウ)

大僧都寛教

春之丁子夏秋之沈冬薰陸隨季三朱許可加敷 (58才)

沈大四両 丁大二両 甲大一両二分 薰大一分

百和香^⑮ 字侍従

沈四両 丁二両 甲一両 已上大金一両廿一兩

已上仁和元年三月四日抄三増損

(以上 72 ～ 82 頁)

百和香

沈四両 丁子二両 甲香一両 已上大 熟麴金一兩

甘松一兩 已上少

寛平六年九月十日八条一品宮於御前寫給百和香方也

六稱黒方は誤歟
亦名侍従

(33ウ、34才)

前掲の『河海抄』の薰物のうち、大半の処方は出典が明記され、現存する先行の古注釈書には見られなかった典拠名が並ぶ。右表の傍線部は出典名と思しきものであり、①中の「延喜式」だけが先行の古注釈書に倣ったことが明らかである。②③の記事は唐の医薬書『千金翼方』からの引用と考えられ、③④もまた口伝、書名と思しき出典名が記されているが、いずれも『河海抄』以前に用いられたか否か明かでない。こうした新規な資料の数々は、『源氏物語』に書かれた物事の正誤性の再検証、或いは、物語が史実に準拠するものであることを証明する為に、敢えて『原中最秘抄』のような孫引きを避け、原典を模索した結果ではないだろうか。

『薰集類抄』の同文と比較して明らかなのは、『原中最秘抄』所引の処方と一致する薰物を『薰集類抄』に見出すことが殆ど出来なかったことに對し、『河海抄』の場合は全く逆で、同じ名称、由来を持つ薰物であれば、処方も注の内容も『薰集類抄』と大凡一致することである。このことにより、『河海抄』は勅撰抄である『薰集類抄』と同程度に史実として信頼できる薰物資料に拠ったのであり、

中には⑩のように、『薰集類抄』とは異なる注によって、薰物の持つ歴史を知らせるものもある。『河海抄』による薰物の注釈は、『薰集類抄』の原拠である平安末期の薰物の説に非常に近い内容を持つだけでなく、『薰集類抄』記事の源とも言うべき古い時代の形を留めた記事や口伝を引用して行われているのである。

『薰集類抄』は、家々に散らばる和漢の薰物の説を集成し、主要かつ信憑性の高い筋からの説を中心に据えて編まれたものであるが、それが倭人のものである場合、考案者や主要な伝承者、献上の事実が記される他は、薰物の処方や調合法の出版先が明らかにされることは殆どない。倭人の説で出典の明らかなのは、本康親王の「埋日数」の説ただ一例である。

八条式部卿宮

一宿埋馬矢下件方傳得陽成院書云々

(下巻 63 才)

貴重な処方や調合法であれば、より正確な形での記録と後世への伝承が求められたはずである。だからこそ、平安末期の『薰集類抄』に伝わる諸説は、数百年後に著された『河海抄』の薰物資料のそれとほぼ一致するのであろう。

『河海抄』は、『薰集類抄』の原拠となった平安末期の薰物資料の有り方を知ろうとする上で必須の文献と言える。

・本草書、香薬書

『薰集類抄』諸香の項には、薰物の材料となる香薬について、その特徴と原料からの精製方の要点

が集成されている。こうした記事はそれぞれに出典が示されるが、漢文の記事については先行する香についての古辞書『香字抄』や、『香字抄』を増補した香薬書『香要抄』の記事と重複することが多い（薫集類抄の同文一覽 参照）。例えば香薬「甘松」の条は、次のような内容で構成されている。

<p>薫集類抄</p>	<p>香字抄・香薬抄</p>
<p>甘松</p> <p>其躰種々也或如荊安草又如蒿筋又苗豆出和香方 <small>或本刈 或本無此字</small></p> <p>② 本草云味甘温无毒主悪氣卒心腹脹満令人身香叢生葉細 出姑臧 梵云那羅駄</p> <p>このかうはねをゑりすててつちなとましりたるをハとりすてゝやをらつくへしあかみてすきたるハわかくさはしろくてかはらけたちたるそよかりける</p> <p>(76 丁オ・ウ)</p>	<p>『香字抄』</p> <p>② 本草云。味甘温無毒。主悪氣。卒心。腹痛。痛満。 <small>廣志云。甘松香出姑臧。</small> (甘松香の条 p492)</p> <p>② 本草抄云。味甘温无毒。主悪氣。卒心。腹脹満。令人身香。叢生葉細。</p> <p>③ 出姑臧。 梵云。那羅駄。</p> <p>① 或抄云。甘松香其體種〔々也。〕或如能艾安草。又如蒿筋。又… (甘松香の条 p492)</p> <p>『香要抄』</p> <p>④ 梵云</p> <p>② 那羅駄 …</p> <p>重定本草第九云甘松香味甘温無毒主悪氣卒心腹脹痛満兼用合諸香叢生葉細 廣誌云甘松香出姑臧 <small>或云甘松香出姑臧</small></p>

①或云甘躰種^{其イ}或如耗苻安草又如蒿筋又如田豆出和
香方
(本 甘松の項 168頁)

※『香字抄』は続群書類従本、『香藥抄』は天理図書館善本叢書本を用いた。

こうした重複部分は、原典から直接引かれたものと考えerよりは、主として『香字抄』ないしそれに近い本草学方面の文献から引用されたと考えerべきであろう。例えば甘松が「姑臧」出るといふ傍線部③については、『香字抄』が前半で『廣志』の指摘であることを示しているにも関わらず、『薰集類抄』は「本草」、某かの本草書を出典とする一文にそれを含めるだけで、『廣志』については言及していない。『香字抄』は、前半の内容を後半「本草抄」なる本草学方面の抄物らしき文献から同文を引くことで繰り返しているが、その中で傍線部③は『薰集類抄』の場合に同じく『廣志』の名を出していない。傍線部②と④が前後するところも、『薰集類抄』「本草云」以下の内容の構成に共通する。目的はあくまでも合香であり、その為に必要最低限の事柄が、要領良く簡潔に抄出されたという印象がある。

こうした本草書からの引用に続き、『薰集類抄』には、倭人によると思しき仮名書きの説が引かれている。渡来の説を我が国の説の祖に位置づける意味でこうした構成が行われたのであろうが、香藥の見立てや薫物の調合に不案内な人の精進を助けることを目的とし、仮名でより分かり易く書かれた説も併せて引かれたのであろう。

一・(3) 宋の薫物指南書の構成との比較

個々の処方^①の記述様式が、渡来の医書や薫物指南書のそれに倣ったものであることは言うまでも無

いが、処方の配列は渡来の薫物指南書の場合と基準を異にすると思われる。例えば、四庫全書中最古の薫物指南書『香譜』の上巻は「香之品」「香之異」、下巻は「香之事」「香之法」という、それぞれ二項目から成る。

「香之品」とは宋の薫物の主要な材料、龍脳香から迷失香までの四十二の香薬を意味し、それ以外の雑香や伝説上の珍しい香薬三十八種は「香之異」として分類し、各種本草書や史書、伝記等からそれぞれ別の香薬についての概説を引用している。

下巻の「香之事」は薫物の種類や香薬にまつわる様々な語彙を概説する項であり、続く「香之品」の項に至ってはじめて種々の薫物の処方が紹介されるといふ構成である。処方と一般の香薬は次の順に配列されている。

香之法	
1	蜀王薫御衣香
2	江南李王帳中香法
3	唐化度寺牙香法
4	雍文徹郎中牙香法
5	延安郡香藥香法
6	供仏湿香法
7	牙香法
8	又牙香法

香之品	
1	龍脳香
2	麝香
3	沈水香
4	白檀香
5	蘇合香
6	安息香
7	鬱金香
8	雞舌香
23	水盤香
24	白眼香
25	葉子香
26	雀頭香
27	芸香
28	蘭香
29	芳香
30	花懷香

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
造香餅子法	薰香法	零香法	毘子香法	零酒龍腦丸法	衣香法	梅花法	伝身香粉法	又印香法	印香法	又牙香法	又牙香法	又牙香法	又牙香法

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
蘇香	茅香花	零両香	甘松香	艾納香	降真香	木香	雞骨香	青桂香	乳香	波律香	丁香	詹唐香	薰陸香
		42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
		迷失香	木蜜香	耕香	零納香	椽車香	兜婁香	必栗香	白茅香	甲香	都梁香	白膠香	兜香

「香之法」は、蜀王と江南李王という二人の王にゆかりの薰物から始まっている。蜀、江南という、宋代以前に存在した国の某王にゆかりの薰物なのであろうが、詳細は記されていない。続く四種は「唐化度寺牙香法」「雍文徹郎中牙香法」「延安郡香藥香法」「供仏湿香法」と云い、このうち第一の薰物は長安に唐代まで存在した仏教寺院化度寺と何らかの関わりを持つものが名称に明らかである。化度寺ゆかりのものと思しき薰物は『薰集類抄』にも二種採録されており、薰物文化の発展に功績

を残した寺院であったと想像される。「牙香」とはどのような薫物であったか、その名称からは推し量ることができないが、後代「衙香」と名を変えて伝えられているので、公人、貴人の為に特別に用いられた薫物だったのではないか。「雍文徹郎中牙香法」も、同じく高貴な人物により用いられた薫物かもしれない。

続く「延安郡公藥香法」は、延安の郡公ゆかりの藥の香を模した薫物と解せば、こちらも高貴な公卿にゆかりのものということになる。そして第四番目の「供仏湿香法」は、その名の通り仏前に供える為に特別に考案された「湿香」なる種類の薫物というのであろうか。

五番目以降の薫物には、名称に由緒を伝えるような文言は見られないが、公卿のための薫物と見られた「牙香」の処方六点が挙がって以降は、高貴な人物の為のものであるか否かを限定しない名称の薫物が続く。以上の宋の薫物の特徴や由来について完全に把握することは困難だが、薫物の由緒の有無やその高低が掲載の順序を左右する一因であったことは間違い無い。

次に、『薰集類抄』下巻末「諸香」の項についてであるが、ここでの香藥の配列は、次に確認する宋の薫物指南書だけでなく、本研究続章で同文を確認する『香字抄』『香要抄』といった先行する香藥の書にも倣っていない。配列順序は、上巻所掲の薫物の処方に見る香藥の配列ないし使用頻度の大小により定められたものと思われる。例として、藤原冬嗣の「侍従」「黒方」の処方を示しておく。

閑院大臣

沈四兩

丁子二兩

甲香一兩 已上大

甘松一両

熟鬱金一両

己上小

(「侍従」14丁才)

閑院大臣 長良 清經 元名等同之

沈四両

丁子二両

白檀一分

甲香一両二分

麝香二分

薰陸一分 己上大

(「黒方」21丁ウ)

四季と時代の順に処方並び、仏教ゆかりの薫物は巻末に配され、香薬は処方中の並びや使用頻度に従って配列されるという『薫集類抄』編纂の様式は、薫物そのものが渡来の文化であるにも関わらず、処方の記述形式以外は渡来の様式の影響を全くと言つていいほど受けていない。『群書解題』は、上巻の編纂様式が歌集の部立てに倣った可能性を指摘している。

後述するが、編者範兼は歌の方面で名を成した人物であり、勅撰歌人として知られただけでなく、『和歌童蒙抄』等複数の歌学書の編纂も行っている(『平安朝歌合大成』『和歌大辞典』等参照)。そうした人物が薫物指南書を抄集したのであるから、様式に歌集の部立てを採用しても不思議は無いかもしれないが、範兼は先行する渡来の薫物指南書の様式に不案内だったわけではなく、本朝に於ける薫物の歴史を網羅した、我が国独自の薫物指南書の完成を目指す上で、外来、既存の様式を敢えて退け、本朝の薫物文化の独自性に適い、かつ指南書としての有用性を十分に発揮できるような様式による編纂を模索したと考えるべきではないだろうか。

二 『薫集類抄』原本の編者と成立の背景

『薫集類抄』諸本の上下巻末それぞれに置かれた識語には、本書の編者と成立背景を伝える次の記事が共通して残されている。

上巻末識語

刑部卿範兼卿奉 勅抄集之也」(改行)裏面共校合 (鶴舞中央図書館所蔵本 34丁ウ)

下巻末識語

刑部卿範兼卿奉 勅抄集之也」長寛三年二月廿六日書写了」裏面両方校合畢 (異本「了」)

(同 73丁ウ)

右によれば、本書は「刑部卿範兼卿」が奉ったもので、勅により之を抄集した、とある。「範兼卿」として「卿」という尊称が付されていること、下巻の「長寛三年二月廿六日書写了」なる識語から原本は「長寛三年二月廿六日」以前に成立したと見られることから、遅くとも江戸中期には、本書は平安末期の公卿藤原範兼の撰と考えられていた。京都の村井古巖が献納した神宮文庫本下巻末には、同様の趣旨により範兼の伝を集成した次の注が残されている。

範兼卿其先左大臣武智麻呂第四子参議巨勢麻呂十三男中納言貞嗣五孫山井三位永頼

四代大學頭從四位上季綱子友實本名保實勘解由次官從五位下其子能兼藏人式部小輔

從四位下其子範兼佐渡近江權守大學頭東宮學士式部小輔刑部卿從三位母兵部小輔為賢

女也崇徳院御宇保延五年乙卯三月五日卒五十四和哥童蒙抄抄撰者

「寂蓮自筆本」なる伝本が存在したことを受け、近現代以降は寂蓮法師編纂の書とする解題や目録も一部見られたが、前掲の上下巻末識語を尊重し、一般的には藤原範兼が編者と考えられている。

藤原武智麻呂から範兼に至る右の家伝は、範兼母の「高階」の姓が省かれる点や、末尾に『和歌童蒙抄』編者であることが記されるといった違いを除き、おおよそ『尊卑分脈』所掲の系図と傍注に一致するが、範兼の編著と云われる『和歌童蒙抄』にも同様に『尊卑分脈』に基づく範兼伝を示す伝本があり、そちらを参考にしたとも考えられる。

範兼の没年については二説が行われ、一つは『公卿補任』が記す長寛三年(一一六五)六月五日「永万」と改元)四月二十六日薨去説、いま一つは『尊卑分脈』の保延五年(一一三五)三月五日薨去説であるが、後者は同じく分脈中に範兼父とする藏人式部少輔従四位下藤原能兼も同年に範兼と同じ五十四才で亡くなったと見えるため疑わしく、近年では前者を範兼没年月日と見るのが一般的である。

武智麻呂以下の藤原南家貞嗣流の能兼を父に、高階為賢女を母に嘉永二年(一一〇七)に生まれた範兼は、久寿二年(一一五五)四十九歳の時、時の東宮雅仁親王(後の後白河天皇)に東宮学士として仕えるが、同年七月二十四日東宮は帝に即位し、範兼は翌年大学頭に換えられている。後白河院政期にあたる二条天皇治世の応保二年(一一六二)、五十六才の時刑部卿となり、翌長寛元年正月五日には刑部卿のまま従三位に叙された。この新しい年号は天変により三月二十九日に施行されたが、これを勘えたのは範兼であったと云われる(『一代要記』後白河天皇長寛元年条)。大学頭の任を離れた後も、当代を代表する儒者として朝廷からの篤い信望に与っていたことが伺えるが、二年後の長寛三年(一一六五)二月一日に出家し、三ヶ月後の四月二十六日、五十九才で亡くなっている。

儒者として一代を成した範兼は、前述の『和歌童蒙抄』だけでなく、『五代集歌枕』等複数の書を撰集した歌学者であり、二条院歌壇を中心に活躍した歌人でもあった。大治五年（一一三〇）二十三才で殿上蔵人歌合に出詠、以後は保延元年（一一三五）～二年藤原成家歌合、応保二年（一一六二）二条院中宮育子貝合に歌人として列した他、二条院内裏百首や同艶書合にも歌を献じた。『千載和歌集』等の勅撰集に二十首入集し、平安末期の最も有力な勅撰歌人の一人としても知られているであつたと考えられている（『平安朝歌合大成増補新訂』四、『和歌大辞典』参照）。

範兼は、東宮時代から後白河天皇の御学問を支え、その御信任に適つたが、後白河天皇長子で次の帝となつた二条天皇からは、特に歌の才を認められ、近臣の一人としてその方面で重用された。天皇は様々な歌学書を召したが、その中に『和歌童蒙抄』も含まれたという。藤原清輔の『奥義抄』をはじめとした先行する歌学書の業績を集成し、辞書形式で歌語の注解が行われる同書は、元永元年（一一一八）年から大治二年（一一二七）頃の成立と推定されている。宮内庁書陵部本の識語や上覚の『和歌色葉』、順徳天皇の『八雲御抄』に云われる通り、『和歌童蒙抄』を範兼撰と見なせば、範兼はこの頃弱冠二十歳前後である。「童蒙」というには年長だが、この頃の範兼とほぼ同年代の二条天皇の学問にとり、適切かつ効果的な内容と考えられたのであろう。

この範兼が薫物指南書抄集の勅を賜るには、以上のような儒学の才と歌学書編纂の実績だけでなく、薫物の方面でも当代随一の知識を誇り、或いはそうした知識を伝える家の人でもあったことが想像される。源公忠や藤原公任がそうであつたように、有力な歌人に薫物の名人は少なくない。彼等は薫物の名手を輩出した家に生まれたので、合香の技能も先祖の業績と父母の薫育に依るところが少なくないが、薫物が歌合の場に於ける構成要素の一つとして重視されていたこともその一因であろう（人物研究篇「源公忠と家系の薫物（下）」参照）。また、範兼は公忠の合香の説を伝えたという源経信の孫

に当たる女性を妻としており、妻とその生家から公忠家を主軸とした王朝の薫物文化の歴史を知る上での有力な資料を得ていたことも考えられる。

前節で考察したように、『薫集類抄』の主要な特徴は、倭人にとって親しみやすく整然とした構成のもと、必要最低限の説を引くことにより、主として合香の初心者の理解と精進を助ける書としての機能が備わっていることであった。本書撰集の勅命を下した主上について、一人に絞って指摘されたことはなかった。筆者は、本書の性格と範兼との繋がりから推して、二条天皇の勅による撰集だったのではないかと思うが、範兼の出家以前に完成し得たかは疑問である。前項で指摘したように、本書上下巻には「四条大納言」に対する認識について相違が認められる。下巻については範兼自身の責任で撰集が行われたとは言い切れないのである。

『薫集類抄』巻末識語には、本抄が勅命により撰集されたものであり、奉じたのは範兼であったこと、範兼が亡くなる二ヶ月前の長寛三年二月二十六日に書写が終了、卷子本であった原本の上下巻には既に裏書が存在していたことを意味する識語も残されている。

『薫集類抄』最初の伝本と云うべき「長寛三年二月二十六日書写本」（以下「長寛本」と略す）は、実に範兼出家の十五日後に完成している。範兼の出家と前後して書写が開始されたと見て間違いなからう。範兼の出家が体調不良に依るらしきことは、彼がそれから間もなくしてこの世を去ったことから推察されるが、『薫集類抄』の完成が二条朝であり、範兼最晩年のことであつたと仮定すれば、上下巻の間に認識の相違が生じた背景について、次のように説明がつく。範兼は我が国に於ける合香の歴史をまとめ、諸説を分かりやすく指南する為の抄物の撰集を二条天皇に命じられ、歌学書撰集の実績をも生かし、我が国独自の薫物指南書の完成を目指したが、次第に体調を崩し、特に下巻については撰集の責任を信頼できる身近な人物に任せ、完成すると形ばかりの献上を果たし、即日出家したの

ではないだろうか。

範兼が晩年その完成に力を注いだはずの『薰集類抄』であつたが、それが二条天皇の合香活動に貢献することは殆ど無かつたようである。二条天皇は範兼薨去の二ヶ月後、長寛三年六月に体調を崩され、翌七月二十五日讓位の直後、二十三歳という若さで崩御した。本書の名称が完成時からのものであるかを知らせる資料は見えず、献上されたはずの禁裏の蔵書の目録中にも、『薰集類抄』なる書名はおろか薰物資料らしき文献名は皆無である。编者範兼の出家と死、二条天皇の夭折という不運の連続が、勅抄集として精密に完成され、守り伝えられるはずだった本書の運命を一変させたのではないだろうか。

三 『薰集類抄』諸伝本の概要

現存する『薰集類抄』伝本は以下の八本に上る。

写本

- ① 杏雨書屋鎌倉期写本
- ② 四天王寺国際仏教大学旧恩頼堂本
- ③ 鶴舞中央図書館河村文庫本
- ④ 関西大学図書館岩崎美隆文庫本
- ⑤ 杏雨書屋江戸期写本
- ⑥ 神宮文庫本
- ⑦ 立命館大学西園寺文庫本

刊本

⑧群書類従正編本

⑧の群書類従正編本に⑥の神宮文庫本を校合して成る新校群書類従本について、大正四年と昭和三七年に著された二種の解題³⁾は、異本の存在を否定していたが、右八本の形態的な特徴や本文の異同、書写者識語の内容等を比較した結果、以下の三類に大別することができる。

上巻から日本の薫物のみを抄出し、他本の載せない新しい時代の薫物の処方、解説的な頭書を加えた①（一類本）、「寂蓮法師自筆本」（以下「伝寂蓮本」）を祖とする②③④⑤⑧（二類本）、裏書記事の伝わらない⑥⑦（三類本）である。

三・(1) 一類本

①杏雨書屋鎌倉期写本（以下「古鈔本」）には、薫物調合に関する経験的な事柄の書き入れが多く、薫物に浅からぬ見識を持つ人物によつて書き継がれた伝本と考えられる。本文には、本伝本独自の異文のほか、伝寂蓮本を祖とする二類本に共通の本文と共通する異文を確認できる。前者の異文が解説的な性格に由来するとすれば、後者は伝寂蓮本に近い本文を持った伝本を祖とし、そこから成つたことに因るものである。他本では巻末に一括され、本文のどの部分を対象とするものが不明な裏書記事が、本文のしかるべき所に書き込まれており、もとは卷子本であつたと想定される本書の裏書勘物を本文文化する上で参考となる。

三・(2) 二類本

安永八年（一七七九）〜文政二年（一八一九）、群書類従正編の一部として作成された⑧群書類従正編本は、伝寂蓮本を底本とする明暦二年（一六五六）書写本（未詳）を底本とし、多紀安元（元徳）

法印藏本（未詳）と校合して作成された。現存未詳の伝寂蓮本は、③鶴舞中央図書館河村文庫本（以下「河村文庫本」）巻末の書写者識語に「伏見宮家御藏本」と伝えられる。

右以寂蓮法師真跡本写畢

延享二年九月日

清茂

（37丁ウ）

尾張河村復太郎秀根藏

（76丁ウ）

原本 伏見宮御藏本寂蓮法師真跡云

寛政五年癸丑六月債入書寫

益根

右以寂蓮法師真跡書写畢

延享二年九月日

清茂

（77丁オ）

伝寂蓮本について、寂蓮自筆説の真偽や伝来の経緯を検証する上で注目すべきは、同じく寂蓮自筆と伝えられ、本抄と類似の名称を持つと云われる『薰集歌抄』の存在である。

歌集『中古六歌仙』と同一視されるこの歌集は、福井久藏『大日本歌書綜覧』発行現在は「桑名松平家」御藏本であり、橋本不美男氏の『院政期の歌壇史研究』第三章の二によれば、昭和四十一年現在には酒井宇吉氏藏本であったという。同書は酒井家が経営する東京神田一誠堂の商品であり、現在は売却済で現蔵先からの情報公開も無い状態である。

橋本氏の見立てによれば、『薰集歌抄』の書写は鎌倉初期を下限として行われ、桐外箱蓋表に「寂蓮筆薰集歌抄」という江戸期のものらしき箱書が見られたという。この『薰集歌抄』が本歌集成立から時を経ずして書写された可能性を持つことから、平安末期から鎌倉初期と推定される本歌集が、成立当初は『薰集歌抄』の名目を以て呼ばれていた可能性も指摘されている。

『薰集類抄』伝寂蓮本が伏見宮家に收藏された年次は江戸初期を上限とし、右の歌集に「寂蓮筆薰集歌抄」なる箱書が行われた時期と重なる。薰香を交えての歌合のような催しをきっかけとし、両書が接点を持ったのであろうか。この点については『薰集歌抄』そのものについての理解を深めた上で改めて考察したいと考えている。

河村文庫本は、尾張の国学者河村益根^三が寛政五年（一七九四）に書写を終えた伝本であり、書写年時「延享二年（一七四五）九月日」、書写者「清茂」と記される伝本を底本として用いたという。

「清茂」は伏見宮邦永親王との親交浅からぬ岡本清茂（一六七九・一七五三）を指すと考えられるので、真偽は別として、寂蓮自筆と伝えられる伝本が伏見宮家に存在した可能性は高い。

④の岩崎美隆文庫本、⑤の杏雨書屋江戸期写本の巻末には、河村文庫本と同じ「延享二年九月日」という記述のほか、「瀧口の侍坂室左衛門」（伝未詳）の手による伝寂蓮本の転写本を祖とすることが記されている。

この薰集類抄このくに、ていて来し香の書にまた

これよりふるきは見およひ侍らすもとの本は筆者

寂蓮法師なるとそ或御もとにふかくひめおかれるを

1 瀧口の侍坂室左衛門ゆかりにつきてこひうけて

文字のさまゝてそのことく寫し置れけるをはからずある

人の許よりかりて文字のすかたをよみやすきかために

いまの様に書改め侍れとなをさたかならぬ文字は

みたりにしかたくもとのことくに書おき侍る折をもて

もとの本をもてこまかにたゝしあらためぬへきにこそ

〔異同〕 1 瀧口の侍坂室左衛門ゆかりに・

〔杏〕 (岩崎美隆文庫本 38丁ウ)
瀧口の侍ゆかりに・

次に恩頼堂文庫本についてであるが、現在「恩頼堂文庫」として行われるのは、大阪府羽曳野市の四天王寺国際仏教大学図書館の前身四天王寺女子大学が、讃岐の白鳥神社宮司を代々務めた猪熊家に当主として迎えられ、宮内庁図書寮御用掛など、古文書、古典籍にまつわる数々の要職を歴任した猪熊信男（一八八二〜一九六三）の蔵書「恩頼堂文庫」の一部を、猪熊の没後に猪熊家から直接購入した、約千五百点の中世から近世に至る古文書、古典籍群である。本年三月の『四天王寺国際仏教大学所蔵恩頼堂文庫分類目録』発行に併せ、文庫の整理も完了し、年初から文庫の一般公開が開始され、宮内庁書陵部による大規模な調査活動も行われている。

猪熊は広島大学文学部教授を務めたこともあり、四天王寺女子大と同時期に猪熊の恩頼堂文庫から千百六十二点が広島大学に購入され、「猪熊文書（いのくまもんじょ）」として所蔵されており、こちらの中世、近世の書状、記録類を中心とする。

恩頼堂文庫には、白鳥神主家代々の重要史料も含まれるが、猪熊個人の蒐集によるものも少なくな
く、内省図書寮御用掛として活動した京都在住時代、佐々木竹包楼をはじめとする古書肆から多く購
入したらしい。

『四天王寺国際仏教大学所蔵恩頼堂文庫分類目録』は、『薫集類抄』恩頼堂文庫本は次のように位
置づけている。

薫集類抄（「諸芸」中の「香道」に分類）

〈刊写年〉延享二年

〈形態〉大本（半紙本よりも大型）

〈冊数〉2冊

〈刊・写〉写本

〈その他〉（奥書）「右以寂蓮法師真蹟書写畢、延享二年九月日清茂」

（その他所見）上下冊とも始に「園林文庫」印。「類聚薫物秘法」という紙片一枚あり。

「右以寂蓮法師真蹟書写畢 延享二年九月日」との書写者識語は上下巻末ともに残され、それに「清
茂」なる書写者と思しき人物の書名が続くのは下巻末のみである。また、〈その他〉に報告される「類
聚薫物秘法」は下巻末に差し込まれて伝わる。上巻末には本伝本の貸借ないし譲渡に関わると思しき
次の覚書が一枚挿入されている。

覺

重和より

到来

薫集類抄

二冊

右御入覽候以上

□月五日

天王寺院

市□□勝

六條御殿小仲居

御役人中様

恩頼堂文庫本は、下巻末に伝寂蓮本を底本としたとする書写者識語が見えるほか、字数、行数、丁数と、裏書勘物を含み、奥書に書写者として「清茂」の名を残すという点で、名古屋市立鶴舞中央図書館の河村文庫本に等しく、諸本に対する本文の異同についても伝寂蓮本系統の諸本独自のそれらに大凡一致するものであり、伝寂蓮本系統の諸本に連なることは明らかである。

河村文庫本は、尾張の国学者河村益根が寛政五年（一七九四）に書写を終えた伝本であり、書写年時「延享二年（一七四五）九月日」、書写者「清茂」と記される伝本を底本として用いたと云う。「清茂」は伏見宮邦永親王との親交浅からぬ賀茂別雷社祠官・岡本清茂（一六七九・一七五三）を指すと考えられるので、真偽は別として、寂蓮自筆と伝えられる伝本が伏見宮家に存在した可能性は高い。

恩頼堂文庫には、岡本清茂の手による書状や写本を始め、賀茂氏旧蔵の文書、典籍が複数収蔵され

ます。『薰集類抄』伝寂蓮本系統の河村文庫本上下巻末にも「清茂」の署名が見え、伏見宮家旧蔵の書であった伝寂蓮本を直接書写し得た人物であることから、こちらの「清茂」は伏見宮邦永親王の許で多くの典籍を書写したことが知られる賀茂清茂と考えられる。前述の通り、恩頼堂文庫本はこの河村文庫本と形態的特徴が大凡一致するので、恩頼堂文庫本『薰集類抄』下巻末の「清茂」の署名も、岡本清茂に関係して成る為に付されたことが考えられるが、筆跡、字体が清茂本来のそれと似ず、一致しないこと、また、清茂蔵本や書写本の多くが伝える清茂の花押や蔵書印も見えないことから、河村文庫本の底本となつた清茂書写本そのものではなく、河村文庫本同様、清茂書写本に連なる伝本と思われる。

「園林（おんりん）文庫」は江戸末期から明治年間の東本願寺座主達如、厳如、現如によって所持された、東本願寺枳殻邸内園林堂所蔵の古文書・古典籍群であつたが、昭和二十八年四月二十一日、東本願寺枳殻邸の出火により園林堂は消失、文庫も損失を免れなかつた。出火後の園林文庫の状態については、同年九月一日〜十日、大谷大学藤島達朗教授らによる調査結果を元に作成された「園林文庫調査目録」があるが、研究室図書につき外部への貸借は叶わず、園林文庫に残存する典籍中の蔵書印も現在までに未確認である。

猪熊文庫には『薰集類抄』の他、徳川家康の忠臣本多佐渡守正信著の『本佐録』刊本一本に園林文庫の蔵書印が見え、『薰集類抄』中のそれと同じものと認められる。

三、(3) 三類本

⑥の神宮文庫本（以下「神宮本」）は、天明四年（一七八四）、村井古巖が神宮文庫の前身である林崎文庫に奉納した、書物二千部（一説に三七〇七部）中の一部である。書写者、書写年時未詳。著書